ち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 10 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.011

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.008

I_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.055

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.036

I_{12} ＝ 0.022

I_{13} ＝ 0.035

I_{14} ＝ 0.019

I_{15} ＝ 0.034

I_{16} ＝ 0.032

I_{17} ＝ 0.032

I_{18} ＝ 0.027

I_{19} ＝ 0.026

I_{20} ＝ 0.031

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

K_{12} ＝ 0.060

K_{13} ＝ 0.050

K_{14} ＝ 0.049

K_{15} ＝ 0.052

ち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 9 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_9　ア　平成 9 年度市場公募都道府県に係るもの　0.021

イ　平成 9 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.012

I_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.012

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.008

I_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.057

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.036

I_{12} ＝ 0.022

I_{13} ＝ 0.035

I_{14} ＝ 0.039

I_{15} ＝ 0.034

I_{16} ＝ 0.033

I_{17} ＝ 0.032

I_{18} ＝ 0.027

I_{19} ＝ 0.032

I_{20} ＝ 0.032

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

K_{12} ＝ 0.060

K_{13} ＝ 0.050

K_{14} ＝ 0.050

K_{15} ＝ 0.053